

# 医療機器レンタル契約書

レンタル申し込み者（以下「甲」という）と 有限会社つばめ薬局（以下「乙」という）とは、医療機器（以下「機器」という）のレンタルについて、以下の条項の通り約定したので、契約を締結する。

## 第1条（総則）

甲は、機器の安全性の確保と質的向上を図るために、本契約に基づき、乙に対し機器のレンタルを委託する。

## 第2条（契約）

1) 本契約は、裏面のレンタル申し込み用紙に記入された機器のレンタルに対し適用されるものとする。

## 第3条（賃貸借料）

甲は、レンタル申し込み用紙により約定したレンタル料及び消費税を乙と取り決めた方法により支払うこととする。ただし、甲はレンタル申し込み用紙により約定した使用者以外には本件機器を用いないものとする。

## 第4条（遅延損害金）

甲は、レンタル料の支払いを怠った時、支払うべき金額に対し、支払期日の翌日からその完済に至るまで、法律に定められた割合による遅延損害金を乙に支払う。

## 第5条（機器の引き渡し）

- 1) 甲と乙は協議の上、引き渡し期日、場所を決める。
- 2) 乙は、引き渡し場所に機器の搬入を行うものとする。

## 第6条（機器の保守点検管理）

- 1) 甲は日常の使用前点検、使用中の点検、使用後の点検を行い、異常が認められれば速やかに使用を中止し乙に対しその旨を連絡する。
- 2) 乙は、前項の連絡に対し迅速に対応する。

## 第7条（機器の回収）

甲は機器の使用の必要がなくなった時は乙にその旨を連絡し、乙は機器を速やかに回収する。

## 第8条（甲の注意義務等）

- 1) 甲は本来の用法に従い、善良なる管理者の注意をもって機器を使用するものとする。
- 2) 甲は乙に無断で機器の改造又は変更を生ぜしめるような一切の行為をしてはならない。

## 第9条（機器の所有権侵害等の禁止）

- 1) 甲は機器の所有権が乙に属するものであることから、第三者が機器について権利を主張し、又は仮差し押さえ又は強制執行の、申立て等をしようとした場合は、直ちに乙にその旨を通知し、乙の指示に従うものとする。また、乙から機器の所有権を明示する標識等を標示するよう申し入れがあった時は、甲はこれに従うものとする。
- 2) 甲は本契約に基づく当該機器の賃借権を他の者に譲渡し又は担保に供したりせず、乙の事前の了解なしに機器を他の者に使用させないものとする。

## 第10条（権利義務の譲渡禁止）

乙は本契約により生じた権利義務を第三者に譲渡してはならない。

## 第11条（契約の解除）

- 1) 甲及び乙はあらかじめ相手方に通知の上いつでも個別契約を終了させることができる。
- 2) 前項の場合、甲は乙より借り受けた機器を現状に覆した上、無条件でこれを乙に返還するものとする。

## 第12条（契約の有効期限）

本契約の有効期限は、賃貸開始日から最長6ヵ月までとする。また甲は契約期間中いつでも乙に対し契約の解除ができるものとする。

## 第13条（その他）

本契約に定めのない事項につき疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定する。本契約の証として本契約書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上各1通を保有するものとする。

以上

平成 年 月 日

機器名：キヤリカポンプ CP-330  
台数： 標準料金 ¥10,000/台・月  
使用者名：

(乙) 有限会社つばめ薬局  
代表取締役 久保田 めぐみ 印  
〒865-0016 玉名市岩崎 12-1  
TEL:0968-75-1331 ・FAX:0968-75-1441  
(甲) 連絡先：

予定期間 月 日 より 日間

氏名： 様 印